

広島県警察本部告示第4号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、違反者講習に係る講習手数料及び通知手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成19年4月1日

広島県警察本部長 飯 島 久 司

委 託 し た 者		委 託 期 間
名 称	所 在 地	
財団法人広島県交通安全協会	広島市中区八丁堀4番24号	平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで
高島産業株式会社広島支社	広島市南区宇品東三丁目1番50号	平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで
株式会社アフィス	広島市安佐南区伴西一丁目1番1号	平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで